

平成27年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会

日時 平成27年11月20日（金） 午後3時から

会場 熊本市庁舎14階大ホール

出席者 秋成委員、大島委員、東委員、園田委員、平田委員、中島委員、大山委員、谷口委員、沖本委員、山田委員、平川委員、丸内委員、堀内委員、永井委員、本田委員、原田委員、田中委員、勝本委員、多門委員、西委員、田代委員、松村委員、干川委員、木村委員

欠席者 日隈委員、篠原委員、中山委員

配布資料

- ・平成27年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会 次第
- ・熊本市障がい者自立支援協議会委員名簿（H27.11.20 現在）
- ・平成27年度 第3回熊本市障がい者自立支援協議会 席次表
- ・資料1 新たな取り組み等の概要紹介
- ・資料2 各部会報告資料
- ・資料3 障害者差別解消法にかかる各種取組について
- ・資料4 熊本市障がい者相談支援事業業務委託にかかるモニタリングの実施について
- ・資料5 相談支援機能強化員連絡会議で抽出された課題の熊本市障がい者自立支援協議会への引継ぎについて
- ・資料6 委員から寄せられた各種課題の整理について
- ・平成27年度東京都自立支援協議会セミナーの開催について
- ・平成27年度第2回熊本市障がい者サポーター研修会チラシ

議事（概要）

進行 （事務局）	1 開会 ただ今から、平成27年度第3回「熊本市障がい者自立支援協議会」を開会いたします。 本日の議事に入ります前に、新たに委員にご就任いただきます方をご紹介いたします。熊本市障がい者相談支援センターきらりの谷口誠基様でございます。
谷口委員	谷口です。よろしくお願いたします。
進行	ありがとうございます。それでは、協議会の議事に移らせていただきます。これからの進行は、干川会長にお願いいたします。

千川会長	<p>2 議事</p> <p>(1) 新たな取組等の概要紹介</p> <p>それでは、本日の議事に入ります。</p> <p>まず、議事(1) 新たな取り組み等の概要紹介について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>・平成27年度熊本市障がい者施設商品コンクールについて</p> <p>資料1により説明いたします。まず、障がい者施設商品コンクールの概要ですが、本市では障がい者施設の商品力を高め、施設の売上げを伸ばすことで工賃等の水準の向上及び障がい者の就労支援につなげること、また、商品を介して市民の障がい者への理解を深めることを目的として、平成25年度から実施しています。今年度は、11月10日にウエルパルクまもとで開催し、食品、手工芸品、アートの3つの部門に、17事業所32点の応募がありました。今回は、市外から4事業の応募がありました。審査については、今回、初めて市民投票による第一次審査を実施し、最終審査は、一次審査を通過した商品について応募施設がプレゼンテーションを行う形で行いました。そして、それぞれの部門の最優秀賞を選定し、その中からグランプリを決定しました。</p> <p>受賞商品については、1ページの「4 受賞商品」をご覧ください。グランプリ商品は、アート部門最優秀賞のそれいゆ田井島が出品された「箸袋」となりました。審査員の方からは、「製品としての完成度が高い」「ホテルや料亭などの販売ルートを開拓すると、おせちの時期や祝い事等で需要が拡大するのではないか」などのご意見がありました。</p> <p>食品部門の最優秀賞は、るびなすが出品した「ぶどうジャム」になりました。</p> <p>手工芸品部門の最優秀賞は、明和学園の「藍染め My 箸ランチョンマット」になりました。受賞商品については、障がい者施設商品を取り扱うアンテナショップ UMU での販売や、フランスで開催される催事に出品する他、市役所庁舎内での展示や、市の広報紙で紹介することとしております。</p> <p>・成年後見制度法人後見支援事業の進捗状況について</p> <p>資料1の3ページをご覧ください。本年度から、熊本市社会福祉協議会が法人後見事業を開始したことは、この会でも紹介しておりましたが、本日は、法人後見の受任状況などを説明したいと思います。</p> <p>まず、法人後見を行うにあたり、実際活動していただく市民後見人の養成状況についてです。25年度が16人、26年度が14人、本年度は27人受講されております。定員の20名を大きく上回っていますが、これは、市民の皆さんの関心が高まってきているのではないかと考えております。</p> <p>次に、「2 熊本市における市町村長申し立ての推移」です。障がい、高齢者</p>

	<p>合わせまして、おおよそ年間20～30件程度で推移しております。26年度の高齢者が非常に多い理由といたしましては、過去2、3年分の未処理分をまとめて申し立てを行ったため、このような実績となっております。</p> <p>続いて、「3 法人後見受任状況」です。これは、実際に家庭裁判所からの審判で、熊本市社会福祉協議会が法人後見を受任した件数でございます。受任が決定した件数が5件、まだ審判はおいておりませんが、審判前に社協に打診があっているものが5件となっております。現在、こちらで申し立て準備を行っているものも数件ありますので、合わせますと、受任件数は更に増えるものと思っております。</p> <p>裏面は、参考資料として、平成26年中の全国の成年後見関係事件の概況を添付しております。</p> <p>上段のグラフをご覧ください。申立人は、本人の子が最も多く、全体の約32.1%を占めております。市区町村長申し立ては、全体の約16.4%ということになっております。</p> <p>下段のグラフをご覧ください。これは、成年後見人と本人との関係別件数でございます。配偶者、親、子、その他親族が選任されたものが、全体の約35%。前年は約42.2%となっております。グラフの弁護士から下が、親族以外の第三者が後見人に選任されたものになります。第三者が成年後見人等に選任されている件数は、全体の65%。前年は約57.8%でしたが、親族が後見人等に選任されたものを上回っている状況でございます。このような状況からみますと、今後、弁護士などの専門職が不足すると懸念されております。そういったことで、法人後見や、市民後見人の必要性がどんどん増えているのではないかと考えております。本市といたしましても、社会福祉協議会が行っている法人後見事業を全面的にバックアップしてまいりたいと考えております。</p>
千川会長	ただいまの説明に関して、ご意見やご質問があればお願いします。
事務局	本日ご出席の木村委員に、商品コンクールの審査員長をお願いしていただきましたので、一言コメントをいただければと思います。
木村副会長	<p>商品コンクールの審査員長を務めさせていただきました、熊本保健科学大学作業療法士の木村でございます。簡単に、内容を補足説明させていただきます。</p> <p>まず、入賞できなかった商品にも、大変丁寧に作られていて素晴らしいものが沢山あったことをご報告申し上げます。</p> <p>どれも工夫されて、施設スタッフの方が、利用者の方が力を発揮できるような工夫が行われていました。入賞した3点につきましては、発展性・今後の可能性というところを大きく取り上げて選ばせていただいております。</p> <p>今後の課題としまして、食品に関しては、食品表示法が変わり、また、厳しくなりましたし、安全面も含めてより丁寧な正式な表示等の研修、もしくはそ</p>

	<p>ういう実施が必要かと思ひます。それから、今回3回目ということもあつてか、どちらかというとおぶりの物が選ばれております。これまでに多くの優れた物は既に入賞しているという背景もあるかと思ひますが、障がい者の工賃水準を上げるためには、さらに施設同士が協力するとか、もっと工程を増やして工賃水準を上げるための更なる工夫が必要かと思ひました。しかし、市の協力もありまして、それぞれが意欲的に取り組まれていたことをご報告申し上げます。</p>
千川会長	<p>議事1に関して質問等はありませんか。なければ議事2に移ります。</p> <p>(2) 各部会報告</p> <p>では、議事2「各部会報告」に移ります。子ども部会、就労部会、相談支援部会、精神障がい者地域移行支援部会の順に報告をお願いします。それぞれの報告時間は5分です。</p>
丸内委員	<p>【子ども部会】</p> <p>子ども部会の丸内です。資料2の1ページ目をご覧ください。</p> <p>9月・10月については、ミニ研修を中心に行いました。また、8月末には部会では初めての試みとして、昨年開校しました県立かがやきの森支援学校を部会の有志で見学させていただきました。今後も増え続ける重度の障がいのあるお子さんたちの教育というところで、とても素晴らしいものがありました。ただ、就学前の重度のお子さんたちの受け入れるところが非常に少ないなどいうことを実感しているところです。</p> <p>それから、9月には、ひきこもり支援センターりんく、10月には、熊本市児童相談所、11月には教育相談室から職員を招き、それぞれの事業内容や現状についてお話を伺い、とても勉強になりました。11月は、元々の目標であった余暇支援マップづくりを3つのグループに分けて行いました。</p> <p>今後の活動予定として、元々、今年中に作りたいと考えていた余暇支援マップづくりのスピードを上げて、できるだけ形にしていきたいと考えています。もし、色々な情報をご存知の方がいらっしゃったら教えていただければ助かります。後は、ミニ研修、引き続き困難事例の検討を行いたいと思っております。</p>
千川会長	<p>ありがとうございました。質問等は後でまとめて受けたいと思ひます。</p>
原田委員	<p>【就労部会】</p> <p>就労部会長の篠原委員が欠席のため、代わって報告させていただきます。</p> <p>就労部会は、今年度も50名前後の方に参加いただきまして、4つの班に分かれてそれぞれ年間目標の達成に向けて活動に取り組んでおります。</p> <p>全体の会の流れとしましては、ミニ研修を最初に30分行った後、各班に分かれて1時間作業に取り組んで、最後に情報共有をして終わるという形で取り組んでおります。各班の状況について説明いたします。</p>

○企業就労班

毎年、しごといくという広報誌を作成しており、その第4弾を今年も作成しております。4つの企業の雇用事例を掲載する予定になっております。各班の方が事業所訪問をなされて、原稿を作成中でいらっしゃいます。

○福祉施設班

福祉施設班も2つの班に分かれています。事業所間の連携を深め、工賃アップを目指すための内覧会・商談会を2月に開催する予定ですが、そちらのグループでは、10月1日にその事前説明会を実施しています。20程の事業所に参加いただき、ご賛同を得ているようです。もう1つが、福祉サービス事業所が自分達のスキルアップを図るため、自己評価表の作成に取り組んでいます。

○当事者対話班

当事者の方々と支援者の方々が集まって話しを進めているのですが、今年度は当事者の方の夢を叶えようということで、参加している当事者の方がラジオ放送をしたいという夢を語ってくれましたので、それを実現しようと皆で集まってラジオ収録をしているところです。昨日、第1本目の本収録が済んだところで、後1～2本録っていただけると考えております。もう1つが、学校を訪問させていただいております。小学校、中学校、高校と、普通の学校に、当事者と支援者が一緒に出向いて、障がい者について先生方がどのようにお考えなのかを調査するために訪問しています。

○システム班

システムの開発ということで、今まで就労部会で、熊本市内の就労継続支援A型、B型、就労移行支援、自立訓練事業所を掲載していた「就労支援ガイドブック」という冊子を作成していたのですが、それを今年度は、当事者、ご家族、市民など、もっと色々な方に見ていただくため、インターネット上で見るができるよう、施設プラグというものを作成しています。先週、施設プラグ説明会を開催し、20数箇所の事業所に参加いただいております。今月中に全ての事業所に参加いただけるよう、継続して説明会を行っていきたいと考えているところです。システム班では、就労部会のホームページの作成にも取り組んでいただいております。各班の取組みは以上です。ミニ研修については、資料をご覧ください。今後については、平成28年2月23日に4つの班が共同で就労フェアというものを1日開催したいと考えております。場所は、ウェルパルクまもとの大会議室で開催予定となっております。午前は、企業の講演、午後は当事者の方のお話ということと、その合間に施設の内覧会・商談会のブースを設けて、商品のPRをすとか、システム班の施設プラグなどを実際に体験していただくブース等を設けて色々な方に就労部会の取組みを知っていただく機会を作る予定としております。就労部会からは以上です。

秋成委員

【相談支援部会】

相談支援部会は、第3水曜日の3時から5時まで、熊本市内の委託相談支援事業所と、指定特定相談支援事業所と、行政職員の皆様と一緒に開催して、30数名の参加と、規模が大きくなってきている状態です。

今年度の取組みについて紹介します。今年度は3班に分かれて、それぞれの目的・役割を持ちながら取り組んでいるところです。福祉サービスを考える班、情報更新班、ワークショップ事例検討班の3つに分かれています。

会の流れとしては、はじめに架空の事例を使った事例検討をした後に、各班に分かれて検討を行っております。この事例検討は、隔月で行っているところです。各班について詳しく説明させていただきます。

①「福祉サービスを考える班」

内容は、熊本市の現在の福祉サービスの状況・問題点等を、実際にサービスを調整しているそれぞれの立場、計画相談に携わっている全ての事業所が入っていることとなりますので、熊本市で行われている福祉サービスを理屈の上では全て網羅して見ているということとなりますので、その中で実際に上がっている問題点等を、2グループに分かれて、テーマ毎に課題を抽出して検討しているところです。計画相談対応での現状課題を上げるために、障がい福祉サービスについてアンケートを実施して、色々な方法を模索している状態です。これを今後どういう形にしてまとめていくのか、発表していくのか、次年度どうしていくのかということについては、なかなか幅が広がっていますので形がはっきりしていない状況で、今後の課題となると思います。

②「情報更新班」

今年度、くらし部会から引き継いだグループホーム情報やヨカ余暇情報便利帳、Q&A、相談支援ハンドブック、マニュアル等の更新について現在検討、作成を行っているところです。子ども部会でも余暇支援マップを作成していますので、情報が重複しない様に調整を図り連携をとりながら行います。グループホーム情報については、就労部会の施設プラグと同様、住まいプラグとして情報をウェブ上に移行している最中です。10月21日にグループホーム事業所を対象に説明会を行い、賛同いただいたところから順次掲載し、空き状況や中の様子、対象としている障がいなどの詳しい情報を掲載し、一般に広く見ていただける状況です。

③「ワークショップ事例検討班」

事業所がかなり増えてまいりまして、相談支援専門員のスキルの平均化が図れていない現状です。相談支援専門員の技術的なベースアップを図る事を目的に、事例検討班で架空の障がい者の事例を数名で作成して、その事例を基に、こういったサービスがこの人に必要なのかグループに分かれて検討するという

	<p>ワークショップを行っています。経験がある者と経験が浅い者が実際に交流し、実践的なアドバイスがその場で行えることが強みになっています。また、架空の事例であるため、そこに参加した人だけでなく、事業所に情報を持ち帰って検討することができるため、各相談支援事業所の相談支援部会に参加されていない相談支援専門員の方の育成に役立てることができるのではないかとこのころで、次年度以降も続けていきたいと考えております。それぞれ得意とする障がいがありますので、それ自体の情報共有がお互いにできるということで、それこそベテラン勢と言われる方も、自分の得意としている分野以外の情報は持っていないのが現状ですので、均一化もある程度図れるのではないかと考えております。相談支援部会からは以上です。</p>
<p>大山委員</p>	<p>【精神障がい者地域移行支援部会】</p> <p>これまでの取組みとしては、大きく2つ行っております。</p> <p>1つめが、平成27年度長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査についてです。目的としては、長期入院中の精神障がい者のニーズを調査することで、今後の事業の方向性を検討するために実施しました。対象としては、市内の精神科病院に入院中の精神障がい者の方で、1年以上入院されている患者様です。各病院20名程度を対象といたしました。方法としては、各病院に勤務する精神保健福祉士等のピアリングにより実施しました。ちょうど先日調査が終了しましたので、これから集計・分析等を行いまして、結果を本会議にて報告する予定としております。</p> <p>2つ目の取組みとしましては、研修会・意見交換を行っております。</p> <p>8月にピアサポーターの活動報告・意見交換を行いました。ピアサポーター3名の方に体験発表をしていただいております。</p> <p>9月には、看護の視点による地域移行・地域定着支援についてです。精神科病院の急性期病棟、療養病棟、訪問看護のそれぞれの立場から実践報告をしていただいております。</p> <p>10月には、相談支援事業所の活動報告を行いました。委託相談支援事業所と、指定相談支援事業所の実施体制・実施状況報告を行っております。各回とも報告後に、医療機関と地域関係者のグループに分かれて、連携の方法と事業の活用について意見交換を行っているところです。</p> <p>今後の予定としましては、研修会の開催というところで、高齢入院患者地域移行支援事業の経過報告と地域移行支援のポイントと事例紹介ですが、これは今月の部会で実施したところです。</p> <p>もう1つは、これまでの取組みで報告しました「平成27年度長期入院精神障がい者の地域移行に関する意向調査」の集計結果分析を行う予定としております。また、これをもって部会の方向性を検討していきたいと考えております。</p>

千川会長	ありがとうございます。部会から報告をいただきましたが、委員の皆さんからご意見やご質問があればお願いします。
西委員	お尋ねですが、就労部会の「しごといく」は、どちらに行ったら見る事ができるのでしょうか。
原田委員	なかなか周知活動ができておらず申し訳ありません。しごといくは、これまで1・2・3を作成しております。1は全て配布しております。就労部会に参加されている方と、毎年1回就労部会で研修会を開催していますが、そこに来てくださった方々に配布していて、1は全て無くなっておりますが、2と3は当センターで預らせていただいておりますので、必要な際はご連絡いただければお届けするか郵送させていただきますので、よろしく願いいたします。なるべく沢山配っていきたくと思います。
西委員	親として、企業がどんな取組みをしてくださっているのか見てみたいと思っています。ぜひ部数を増やしていただいて、区役所などに置いていただけるとありがたいと思います。
秋成委員	今のお話ですが、できれば委託の相談支援事業所や地域活動支援センターにも何部か置いていただけると、利用者の方につながらせていただけるので、よろしく願いします。
原田委員	予算が無い中で、すごい冊数になってしまうと。各支援機関に1冊ぐらいしか配布できないと思うんです。
秋成委員	そうですね。データでもらえると、必要な分だけ印刷できるのですが。
原田委員	熊本市のホームページに掲載していますので、ダウンロードしていただくことは可能です。
松村委員	今の件ですが、確かにホームページに掲載していただいて非常に助かっております。一方で、私ども親の会に、その件につきましては熊本市のホームページをぜひ見てくださいと事あるごとに言うのですが、あれを全て閲覧しようと思うと結構な分量になるのもまた現実です。ダウンロードして、また改めてプリントアウトするとなると相当な量にならざるを得ない。これは、予算の問題とか様々な要件があるので難しいかと思えますけれども、願わくば、データの閲覧とともに、なにがしかの印刷物等々での手配につきましても、今年度ということではなくて、今後のひとつの検討テーマとしてお考えいただければありがたいと思っておりますので、何卒よろしく願いしたいと思えます。 これは、ガイドブックのみならず、相談支援部会のグループホームの情報も同じように住まいプラグという形でネット上での提供ということのようですが、こちらをあわせて今後の課題として検討していただければと思います。
千川会長	今後、検討していただくということでもよろしいでしょうか。 他にはいかがでしょうか。

田代委員	<p>熊本市精神障がい者家族会の田代と申します。大山委員に質問したいんですが。今日の午前中に希望荘で家族会が開かれ、「病棟転換」がテーマのビデオを観てきたんですけど、その中で、今まではほとんどの方が20年とか30年入院しまして、初めて社会に出て、仕事をしてその給料でオムライスを食べたら、こんなに美味しいことはなかったという当事者の方の言葉があったんです。今は、私の子どもも2回入院しましたが、3ヶ月ぐらいでもう退院できるんですけど、症状によって色々あると思いますが、地域に移行するという方針は病院の間ではどうなっているのか。また、イタリアでは精神病院をなくしているとビデオで観たんですけど、その辺を、日本は世界でも飛びぬけて入院患者数が多いんです。よその何倍というグラフになっていましたけど、そういう観点からも、今後の熊本における、また全国的にもどのような状況なのか。早い人は1ヶ月とか2ヶ月で退院なさる方も多いですよ。向陽台のほうでも。勉強会でお話をよく聞きますけど。その辺を今後の方針として教えてください。</p>
大山委員	<p>長期入院者の退院については、先ほど言われたように、今、全国的に精神病院の病床数も削減される方向で進んでおりまして、部会の中でも調査を行っておりまして、長期入院の方に行っておりまして、どうしたら退院に向けて意欲喚起といいますか、そういったところに向けて、支援者側としても取り組んでいけるかということは今検討しているところです。それは熊本だけではなくて、全国的にそういう方向で進んでいる状況なので、また田代委員にも色々ご相談しながらやっていければと思うところです。答えになっているのかわかりませんが。</p>
千川会長	<p>よろしいでしょうか。今後とも取り組んでいかれるということです。</p>
事務局	<p>今のご質問に関連しまして、熊本市の状況を説明させていただきます。</p> <p>昨年度制定いたしました熊本市障がい福祉計画第4期計画、こちらの中で目標を3つ掲げております。</p> <p>1点目が、平成29年度における入院後3ヶ月時点の退院率。こちらを67%以上。2点目が、平成29年度における入院後1年時点の退院率。こちらを92%以上。それから、平成29年6月末時点の長期在院者数を1,441人以下という目標値を掲げて地域移行に取り組むこととしておりますのでご紹介させていただきます。</p>
千川会長	<p>よろしいですか。特になければ、次の議事に移りたいと思います。</p> <p>(3) テーマについての協議</p> <p>・障害者差別解消法にかかる各種取り組みについて</p> <p>本日は、テーマを4つ設けています。</p> <p>1つ目のテーマは、「障害者差別解消法にかかる各種取組について」です。ま</p>

	<p>ずは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>私からは、資料3「障害者差別解消法にかかる各種取組について」に沿って説明させていただきます。説明については、資料の2ページまでを私から、3ページ以降は人事課から説明を行わせていただきます。</p> <p>1ページ目をご覧ください。平成28年4月1日から障害者差別解消法と障害者雇用促進法の改正文が施行されます。</p> <p>まず、表左側の障害者差別解消法ですが、障がい者の日常生活・社会生活全般を対象としており、市の責務については、市民に対して障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し実施する、行政機関としての責務があります。そして、内容については、差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が定めてありまして、法施行までの対応については、職員対応要領の策定・公表などがあります。一方で、表右側の障害者雇用促進法については、雇用全般を対象としており、市の責務については、職員に対して事業主としての責務があります。内容については、合理的配慮の提供などが定められておりまして、法施行までの対応については、不利益取扱いの禁止などのガイドラインの策定などがあります。続きまして2ページをご覧ください。2ページは障害者差別解消法にかかる熊本市の取組み事項を整理したものです。まず、図の上の部分ですが、全庁的に取り組むべき内容について記載しております。環境の整備でしたり、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止、これについて記載されております。続きまして、図の下の部分で関係課が取り組むべき内容に記載している4つの項目について、来年4月の法施行に向けて準備や検討を進めているところです。1つ目の職員対応要領の作成についてですが、国が策定しました基本方針に沿いまして、職員が遵守すべき服務規律の一環として熊本市職員の対応要領を定めることとしております。これにつきましては、後ほど説明を行います。続きまして2つ目です。相談及び紛争の防止等のための体制の整備になります。障害を理由とする差別の相談、紛争の防止、解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ることとしております。3つ目については、啓発活動となります。障害を理由とする差別の解消について、関心と理解を図るために、障がい者サポーター制度などを通じて啓発活動を行ってまいります。4つ目については、障害者差別解消支援地域協議会になります。熊本市における相談の対応や、差別解消の取組みを効果的かつ円滑に行うためのネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができます。障がい保健福祉課からは以上です。</p>
人事課	<p>私からは、今回策定する指針について説明させていただきます。</p> <p>資料の3ページをお開きください。こちらが、差別解消法に基づく職員対応要領の概要になっております。これは、職員が適切に障がい者に対応する服務</p>

規律の一環として定めるものとしておりまして、内容を少し紹介しますと、法律に書いてありますとおり、不当な差別的取り扱いを禁止する、それから合理的配慮を必要に応じて提供する、さらには監督者の責務ということで、本市におきましては、主査級、係長級以上のいわゆる監督的立場にある者については、差別的な取り扱いの禁止、あるいは合理的配慮の提供のための環境整備を行うということで、例えば常日頃の職員への注意喚起でありますとか、障がい者の方から相談を受けた場合の迅速な対応等を想定しているところです。それから、懲戒処分等ということで、先ほど申しましたとおり服務規律という位置付けになりますので、重大な権利侵害の事案があった場合には、懲戒処分に付されることがある旨を確認的に規定しております。それから、相談体制の整備ということで、まずは、広く、障がい者の方から差別や合理的配慮の提供についてご要望があった場合の相談受付の窓口を人事課に設ける予定でございます。それから、研修・啓発でございますが、この内容を広く職員の中に意識の浸透を図る目的で研修・啓発を併せて実施していくこととしております。それから、障害者差別解消法には、何が差別なのか、あるいは何が合理的配慮なのかということは明確に示されていないわけでありまして、最終的には合理的配慮の提供にしる差別の禁止にしる、個々の事案に応じて判断するというようにされておりますけれども、職員がそれを判断する一つの目安として、併せて例示をいくつか列記しているところです。例えば、段差がある場合は携帯スロープを渡す、そういった物理的問題の解消、あるいは筆談・読み上げ・手話などを通じたコミュニケーションへの配慮、それから、順番を待つことが苦手な方がいらっしゃる場合には、周りの理解を得た上で手続きの順番を変更するなどして、ルールの柔軟な変更をするなど、そういった例を挙げて職員がなるべくイメージしやすいものの策定を考えているところです。

続きまして、障害者雇用促進法に基づく指針ということで、資料の4ページをご覧ください。こちらは、障がいのある職員が有する能力を有効に発揮するために必要な措置を定める、雇用管理の一環として定めるものであります。こちら先ほどの対応要領と似たようなつくりになっていますけれども、障がいのある職員から相談を受けた場合には、合理的な配慮を提供しなければならない、更には管理者の責務ということで、所属長の労務管理というところに位置づけまして、障がいのある職員に対して合理的配慮が提供されるように環境整備を図らなければならないとしております。それから、相談体制の整備ということで、こちら人事課に窓口を設ける予定としております。補足ですが、こちらの指針には特段、差別の禁止というものは謳われないところですが、差別の禁止に関しましては、地方公務員法という私ども地方公務員の採用や、勤務条件を定めた法律がありまして、その中で平等取扱いの原則という規定が

	<p>ございますので、そちらに譲るという事で、その中で差別的取り扱いの解消を図ってまいりたいことを予定しております。それから、留意事項としまして、合理的配慮の基本的な考え方でありまして、例示をいくつか設ける予定です。例えば、業務指導や相談に関し担当者を定める、体調管理のための休憩・通院にあたっては、休暇の取得に配慮する、それから、プライバシーに配慮したうえで周囲の職員に対して障がいへの理解を求め、あるいは視覚障がいの方に対して音声ソフトを用意する、聴覚障がいの方に対して筆談やメール等で業務の指示や連絡を行う、研修を受講する際には要約筆記者を配備する、車いすを利用する職員に対して別途駐車スペースを設ける、内部障がいで疲労を感じやすい者がいれば、本人の負担の程度に応じて業務量を調整したり、知的障がい者がいる場合にはついては、本人の習熟度に応じた業務量に調整する、そういった配慮をしながら今後の雇用管理を行っていくということとしております。最後にスケジュールを紹介しますと、年明けにパブリックコメントをしまして、広く市民の皆様から意見を募る予定です。それから、障がい保健福祉課と連携して、当事者の皆様からあらゆる機会を通じてご意見をいただきながら内容の充実を図ってまいりまして、3月中に策定して、4月の法施行の段階から適用開始を予定しているところであります。私からの説明は以上です。</p>
千川会長	<p>今の説明に対して、委員の皆様からご意見やご質問がありましたらお願いします。</p>
多門委員	<p>来年4月1日から実施されるわけですね。今説明がありましたけれども、大変立派な文言が並んでおります。基本的なことでよくわからないので、できれば説明していただきたいのですが、障がい者を雇うという時の障がい者は、ご案内のとおり身体障がい者は4つの障がいがありますし、知的障がいと精神障がいを合すると6つありますけど、この中で市役所の業務を仕事ができるという事で採用する場合にどの障がいの人が多いだろうかと考えると、やはり身体障がいの方だろうと思うんですね。というのは、知的障がい者というのは、試しに働いていただくような制度がありますよね。1日4時間とか。そういう制度であって、8時間働いていただくというのは、だいたい身体障がい者のほうにあると思うし、実際に盲人の方であっても、聴覚障がいであっても、人事の方にお尋ねします。雇っておられますよね。もちろん、車いすを利用されている方は何名もおられる。ご案内のとおり事務所は大変狭いです。中を車いすで行き来するほどの、今そこに大島委員がおられますが、それは非常に狭いサイズの車いすですが、もっと普通サイズの車いすの場合は、相当広い通路がないと動けないんですよ。回転するにもそうです。そういう状況が今庁内にあるというのは、よほどの環境がないと、つまり、車いすを利用している障がい者が働ける又は松葉杖をついている方も僕は見かけるのですが、両方の松葉杖をつ</p>

	<p>いている人が歩けるだけの通路の幅等々考えますと、その働いている部門においては何とか管理者が努力しているんだらうと思います。だから、実際にこれを運用していくことは大変だと思うし、何を聞きたいかという、賃金の差です。健常者が働いている賃金と、障がい者を雇った場合の賃金の差。僕らが単純に考えるのは、健常者ほどの能力主義といいますか、8時間働いて仕事をこなす能力がないのに、健常者と同じ賃金をもらっているとすれば、月給をですよ。そこに差別をなくすという説明がありましたように差別解消法というのがあるけど、健常者から言わせれば、自分達程の働きが無いのに同じ給料をとっていると思うと、そこに何らか心のわだかまりが出てきやしないかということが私は常にあるわけです。そのへんのところ、何か説明をいただければと思います。スッキリするようにお話してください。お願いします。</p>
人事課	<p>障害者雇用促進法におきましては、賃金等の労働条件で、理由の無い差を設けてはならないとされております。あくまで、公務員の給料というのは、職務給、職務に応じた給料に位置付けになっているところですが、障がいのある職員に合理的配慮をしたうえで、賃金差が出てくるのはあくまで本人の能力ということでしょうけれども、そこを、問題を解消することなく、ただ単に障害があるからという理由のみをもって賃金に差をつけるということは予定しておりません。</p>
千川会長	<p>障がいがあるという事と、仕事ができる能力があるという事は別かと思うのですが。</p>
人事課	<p>そこは別だと考えています。</p>
多門委員	<p>ただ今の説明のとおりで、合理的配慮をしていただく以外はないわけで、実施された段階で、問題が私の耳に入ればまた提案していきたいと思います。何卒、合理的配慮を充分にさせていただきたいと思います。</p>
松村委員	<p>障害者差別解消法にかかる熊本市の取り組み事項の第17～20条にかかるところですが、確かこの会議で以前も西委員からお話が上がっていたかに思いますけれども、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるということで、熊本市は設置するのかというお尋ねをされていたと思いますが、これはもう設置するという事で熊本市は考えておられると理解してよろしいでしょうか。</p>
障がい保健福祉課長	<p>前回、西委員からのご質問の時は検討中ということでお答えしたかと思えますけれども、作る方向では検討しております。予算の関係もございまして、今「作ります」と確答はできないのですが、作る方向で検討を進めております。</p> <p>今回、対応要領の案を作っているわけですが、作るに当たっては障がい関係の団体の皆様にご協力いただき、ご意見等もいただきまして、この場にご出席の皆様の中にもご意見をいただいた団体の方もおられると思えますの</p>

	<p>で、この場をお借りして御礼を申し上げます。また、先ほど人事課からも申し上げましたように、パブリックコメントを実施したいと思っておりますので、その時はまた色々なご意見をいただいで、より良い対応要領を策定していければと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
松村委員	<p>併せて、第15条の啓発について触れたいと思うのですが、障がい者サポーター制度は非常に多くの熊本市民が参加されていると思えますけれども、1つ伺いたいのは、市の職員の方々の登録者はどのくらいおられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>手元に資料がないため正確な数字はわかりませんが、現在350名程度で、これからもっと市職員のサポーターも増やしていく必要があると思っております。</p>
松村委員	<p>そのあたり、よろしく申し上げます。私ども親の会の中でも、熊本市在住の方には幅広く声を掛けて、より多くの方にサポーターになってもらうように協力していきたいと思っておりますので、啓発活動には一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
丸内委員	<p>いつも感じるのですが、障害者差別解消法となっており、子どもはどうかということが気になっています。最初にこの会議に出席させていただいた時、子どもも含まれるのかとお尋ねした時にはっきりしたお返事がなかったのですが、厚生労働省に確認したら、当然全国民なので、子どもも入ると名言されました。子どもさんを支援している立場でいつも感じることは、あからさまに障がいを理由にした差別ということではないのですが、保育所や幼稚園での対応、あるいは学校での合理的配慮等々について、とても悲しい思いをされているお子さん、それから親御さんもいらっしゃると思いますので、大人の方だけではなくて、子どもさん方に対しても何らかの措置、啓発等を行っていただければと思います。</p>
園田委員	<p>2ページの第10条の職員対応要領の作成ということで、関係課が書いてありますが、今、子どもさんの話があったのですが、私は県立高校のいじめ防止対策委員を外部委員でやっているのですが、特別支援学校とか、そういったところのいじめとか、言葉による暴力とか上がっているところですけども、この中に教育委員会事務局とか書いてあるのですが、今後私たちが相談支援、地域の支援をやっていく中で、特に小学校、中学校、普通学校の特別支援学級にお邪魔する事があるんですが、その中で普通の子どもさん、それから特別支援学級の中には障がいのある子どもさんが一緒に同じ環境の中で授業をする中で、やはり学校の先生方の対応とか、そういったところにちょっと感じる場所があって、言葉による暴力まではないのですが、いじめに関わる場所もちらほら聞くこともあるのですが、そういったところも含めてこれは小学校、中学校、高校、普通学校に対する熊本市としての対応要領として対応されるのか</p>

	どうかをお聞きしたいのですが。
人事課	現在お示ししている案については、市長事務部局を対象とした指針ですが、最終的には、これを基本に、教育委員会を含めたそれぞれの任命権者で設定することを予定しております。ですので、教育委員会は教育委員会ひと括りにするのか、あるいは学校部門に特化したものを作るのか、そこはまた検討してまいりたいと思いますけれども、市全体にこの対応要領の主旨が伝わるような仕組みについては今後確実に担保していきたいと考えております。
千川会長	<p>他によろしいですか。特になければ次のテーマに移ります。</p> <p>・熊本市障がい者相談支援事業業務委託にかかるモニタリングの実施について</p> <p>2つ目のテーマは、「熊本市障がい者相談支援事業業務委託にかかるモニタリングの実施について」です。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料4に沿って説明させていただきます。平成27年度から相談支援事業所の委託化を行っておりますが、各事業所で適正な運営がなされているかの確認のために、事業計画や実績報告の提出を求めているところです。また、仕様書に基づき、業務の遂行状況や業務の水準を確認するために、モニタリングで実績評価を行うこととしております。今年度のモニタリングについては、来年1月を予定しておりますが、自立支援協議会の役割の一つとしまして、委託相談支援事業所の中立性・公平性の確保のための処遇方策のあり方の協議というものがございますので、モニタリングの調査票の内容について委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。</p> <p>調査票の見方を説明します。調査項目を大きく4つに分けております。まず、「運営事務関係」でございます。運営事務関係については、例えば②中立・公正の確保、⑤職員の資質の向上、⑨センターの周知・浸透、⑩個人情報取扱などの小項目を設定しております。そして、小項目ごとに評価視点を定めております。小項目ごとに評価視点を定めているのは、この後説明する項目も全て同じであります。</p> <p>2番目の「委託相談支援事業所の役割」について、評価項目としては、①事業所としての業務の視点、といった事項を小項目として設定しております。</p> <p>3番目「障がい者相談支援事業」について、評価項目としては、①福祉サービスの利用援助、④ピアカウンセリング、⑧アウトリーチなどの小項目を設定しております。</p> <p>4番目「相談支援機能強化事業」について、評価項目としては、①困難事例への対応、③区毎の障がい福祉ネットワーク会議の開催などの小項目を設定しております。</p> <p>各センターには、これらの項目についてまず自己評価を行って頂きます。自</p>

	<p>己評価については、自己評価の欄、成果・課題の欄、今後の展開方針の欄の3つの記載欄を設けております。自己評価の欄では、評価視点の項目がおおむね達成できていれば“○”、一部しか達成できていなければ“△”、ほとんど達成ができていなければ“×”を記載していただきます。成果・課題の欄では、評価項目に対する成果や課題について具体的に記載していただきます。今後の展開方針の欄では、成果・課題に対して今後どのような展開をしていくのかを記載していただきます。それぞれ記載例を掲載しております。最後に、市記載欄についてですが、市はセンターの自己評価を基にしてモニタリングを実施します。そして、その評価を市評価欄と、備考欄に記載することにしております。モニタリングを行った結果、改善が必要な項目がみられた場合は、市から改善指導を行いたいと考えております。モニタリングの結果は、自立支援協議会で報告を行う予定としております。</p>
千川会長	<p>では、今の説明に委員の皆様からご意見やご質問があればお願いします。よろしいですか。こういった項目でモニタリングを実施されるということですので。特にご意見等がなければ次のテーマに移りたいと思います。</p> <p>・相談支援機能強化員連絡会議で抽出された課題の障がい者自立支援協議会への引継ぎについて</p> <p>次のテーマ、「相談支援機能強化員連絡会議で抽出された課題の障がい者自立支援協議会への引継ぎについて」に参ります。まずは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料5に沿って説明いたします。先ほど説明しましたとおり、平成27年度から相談支援事業所の委託を行っておりまして、現在9カ所の熊本市障がい者相談支援センターを設置しております。相談支援事業所の役割の一つとして、地域での相談支援の充実に向けた円滑な連携協力体制を確立するために、各区に障がい福祉ネットワーク会議を設置することとしております。この会議の構成メンバーは、委託の相談支援事業所を幹事に、各区役所の福祉課、区内の指定相談支援事業所を基本として、必要に応じて障害福祉サービス事業所、その他の関係機関・団体等が会議に参加しているところです。この会議では、利用者や障害福祉サービスの状況、社会資源等の情報の共有、支援を得られていない方への対応、困難事例の解決に向けての相互協力、地域課題の集約、解決に向けた検討などを行っております。また、図の中程にございますように、委託相談支援事業所の相談支援機能強化員による連絡会議を毎月1回開催しております。この連絡会議では、各区のネットワーク会議の進捗状況や協議された内容の報告が行われておりまして、市全体としての対応の整合性を図ったり、各区にまたがる情報共有等が行われているところです。しかし、会議で抽出され</p>

	<p>た課題の情報共有のための道筋について、現在整理がされていませんでしたので、今回本会議にお諮りするものです。事務局としては、本市全体の課題として本会議または各部会での協議検討や情報共有が必要な場合については、まず本会議の場でご報告したうえで、取扱いを検討してはどうかと考えております。内容によっては、本会議で協議を行うか、または部会において協議検討を行うかのご判断をいただいたうえで、その後の取扱いを決定したいと考えております。また、こうした課題については本会議に諮る前に会長、副会長、各部会長で構成されます運営会議を経由したいと考えております。</p>
千川会長	<p>今の説明に対して委員の皆様からご意見やご質問があればお願いします。 機能強化員連絡会議から誰かこの会議に入るということではなくて、そういうテーマがあれば、議題があったときにこの場で扱っていくということによろしいですか。</p>
事務局	<p>そうですね。基本的には、この本会議の委員の中に相談支援機能強化員の方もいらっしゃいますので、課題等ご報告する内容がありましたら、そちらの方からご報告をしていただく形になるかと思えます。</p>
千川会長	<p>いかがですか。よろしいですか。特にご意見がなければ、次のテーマに移ります。</p> <p>・委員から寄せられた各種課題の整理について 次のテーマは、「委員から寄せられた各種課題の整理について」です。 では事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料6に沿ってご説明をさせていただきます。まず、8月に開催された第2回会議で決定された事項について再度確認させていただきます。5月に開催しました第1回本会議の後に、協議会で議事として取り扱うべき課題の抽出のため、委員の皆様を対象にアンケート調査を行わせていただきました。その結果、大変多様な課題が集約されましたが、全てを協議することは難しく、また、その中からどれか選んで協議するということでは、結局、課題の積み残しになってしまうことが懸念されました。そこで、前回会議において、アンケートによって抽出された課題を一覧化し、毎回の会議で状況をご報告することで、課題の共有及び可視化を図っていくことを確認したかと思えます。資料6で現在の状況をお示ししております。内容については部会等で既に検討が行われているものもあれば、これから検討を行う必要があるもの、現時点では解決が難しいものまで様々ございますが、まずは現在の状況を今回ご報告するものです。より深い協議が必要と判断されれば、今後、本会議や部会において協議・検討を行うことも考えられるかと思えます。個別の内容は資料でご確認いただければと思います。今回の会議では、委員の皆さんの提案の中から、委託相談支援事</p>

	業所の評価についての検討、そして区の障がい福祉ネットワーク会議と自立支援協議会の位置づけの明確化を議題として取り上げさせていただいています。毎回の会議でこのような確認を行っていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。
千川会長	今の説明に対して、委員の皆様からご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
障がい保健福祉課長	補足ですが、資料の欄に書いてあるとおり、現在の状況というところで、今の市の取組みや方針、考え方といったものを書いております。あくまで、現在の状況ということで書いておりますので、中にはあっさりとした方針を書いただけということもありますけれども、そういうことも含めて今後議論をさらに深めるものもございますので、今のところは現在の状況としてはこうだということを書いてあると、そういったご認識でご覧いただければと思います。
千川会長	いかがでしょうか。
障がい保健福祉課長	今回、出ささせていただきましたけれども、今これを見てすぐにご意見をという趣旨ではありませんので、持ち帰っていただいて。これは今回限りではなくて、先ほど小山から申し上げましたように、今後、毎回出していきますので、そういった中でご意見があれば出していただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
千川会長	よろしいですか。今後もテーマを出していきながらということですか。 では、以上で議事「(3) テーマについての協議」を終了させていただきます。 (4) その他 続いて、議事「(4) その他」に移りたいと思います。 ここで皆様へのご提案です。運営会議でご意見があったのですが、お集まりの委員の皆様は、様々な団体や事業所からのご推薦で委員に就任されているところですが、それぞれの団体や事業所、または個人で現在どのような取り組みをされているか、本会議や部会ではご紹介する機会があまりないのではないかと思います。この自立支援協議会の大きな主旨としては、関係機関同士の連携強化や情報共有がありますので、この本会議の場で、委員の皆様から一言ずつ、それぞれの取り組みや近況の報告等をいただきたいということを提案したいと思うのですが、いかがでしょうか。 ただ、人数が多いので、一度に全員からというわけではなく、1回の会議につき4、5人ほど、最終的に皆さんの委員任期中にひとまわりするくらいのペースでと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。
委員全員	(了承)
千川会長	それでは、今回は私から4名程指名させていただこうと思います。1、2分

	<p>程、手短で結構ですので、現在取り組まれていることなどをお聞かせください。 では、まず平田委員をお願いします。</p>
平田委員	<p>熊本市障がい者相談支援センター絆の平田です。手短に現在の状況について皆さんにご報告できればと思います。</p> <p>今年の4月から熊本市の南2の地域で委託ということで活動させていただいております。職員については、今現在、委託の職員が3名と指定特定相談支援事業で2名と、合計5名体制で職員を配置して事業展開しているところです。</p> <p>せつかくですので、南2地域のことも少しご案内できればと思います。人口は概ね4万人程度の地域になっておりまして、私どもの担当地区としましては、奥古閑、川口、銭塘、中緑、富合、旧城南町の杉上、隈庄、豊田地区が南2の地域となっております。南2となっておりますけれども、この担当地区以外も当然、南以外も含めて稼働させていただいているところです。南区には指定特定相談支援事業所が私どもも含めて10事業所ありますが、南1と半々で5事業所ずつあるような状況で、日々色々な指定特定相談支援事業所や関係事業所とご相談さしあげながら、私どもも少しずつ前進しているというような状況でございます。</p> <p>私どもの施設の母体は、身体障がい者支援施設くまむた荘というところが母体となっております。当初、委託を受ける際にも施設外への事業所の設置を当然検討したところではありますが、今現在は母体の敷地内に別棟で事業所を構えて事業をさせていただいております。簡単ではございますが以上です。</p>
千川会長	<p>続きまして、大山委員をお願いします。</p>
大山委員	<p>熊本市障がい者相談支援センターなでしこの大山と申します。</p> <p>なでしこのご紹介をさせていただきますと、地域は北2のエリアとなっております。なでしこは北区植木町にあります向陽台病院という精神科の病院が母体になっておりまして、他にも、地域活動支援センターI型やグループホーム、就労継続支援B型も法人内では展開しているところです。なでしこの事業所の場所は、元々は向陽台病院に隣接する形で事業所があったのですが、一年半ほど前に下硯川町に移転しております。商業施設のテナントの一角となっているのですが、以前よりも買い物ついでに立ち寄られたり、地域の方も利用しやすい場所になったかと感じているところです。職員体制については、委託事業が相談支援専門員3名、指定特定相談支援事業の専従の職員が1名、事務員が1名の計5名体制で行っております。</p> <p>やはり、相談の利用者は、母体が精神科病院ということもありまして、精神障がいの方や発達障がいの方が児童も含めてご相談が多いような感じがしております。北区の紹介としては、委託事業者がなでしことアシストの2カ所で、他にも指定特定相談支援事業所が4箇所、計6箇所あります。北区のネットワ</p>

	<p>ーク会議等でも課題の整理や情報を共有しながら、障がいのある方の相談支援体制について協議している状況です。簡単ではございますが以上です。</p>
千川会長	<p>続きまして、永井委員お願いします。</p>
永井委員	<p>熊本県特別支援学校進路指導主事連絡協議会から参加しております、熊本大学教育学部附属特別支援学校の永井と申します。</p> <p>簡単に、熊本県特別支援学校進路指導主事連絡協議会について報告させていただきます。現在、県内に19の特別支援学校と5つの分教室がございます。そこで進路担当をしている先生方と、キャリアサポーターということで職場開拓を専門にされている先生がいらっしゃるのですが、合わせて約30名程度の連絡会を年4回開催しているところです。事務局としては、県立ひのくに高等支援学校さんが事務局ということで、理事校として松橋支援学校と、本校、熊大附属特別支援学校が理事校を務めています。私はそこから代表として参加しているというところです。</p> <p>この連絡会の目的としては、特別支援学校の進路指導関係者の相互の連携を深めていくということと、進路指導の充実というところを目的に連絡会を開いております。連絡会は年4回行っている中で、生徒たちの現場実習先の情報交換や進路の決定状況であったり、後は、研修として相談支援事業所の方であったり、就労支援機関の方、企業の方をお招きして勉強会をしているところです。生徒たちの進路保障であったり、卒業後の生活においては、関係機関の皆様との連携が必要不可欠ですので、この協議会を中心としてネットワークを構築しながら、子ども達の進路保障に還元していきたいと思っております。</p> <p>就労部会で先ほど話題になりましたが、就労部会の中で「しごといく」や、熊本市の「就労支援ガイドブック」、就労系の事業所を紹介しているこのガイドブックの作成に私も関わらせていただきながら、この「しごといく」であったら企業様の職場開拓、「就労支援ガイドブック」であったら、進路案内、進路斡旋にとっても進路指導主事の中で活用しながら、子ども達に還元しているところです。なので、現在も私も就労部会の中で「しごといく」の作成に関わっておりますが、先ほど話題になりましたが、沢山印刷ができるように準備をして沢山の方に活用していただくよう準備を勧めていきたいと思っております。</p>
千川会長	<p>続きまして、原田委員お願いします。</p>
原田委員	<p>熊本障がい者ワーク・ライフサポートセンター縁で就業支援ワーカーをさせていただきます原田と申します。よろしく申し上げます。</p> <p>本日は、当センターのパンフレットと、熊本市の協力を得てガイドブックというものを作っておりますので、お配りしております。それを参考にさせていただければと思います。</p> <p>当センターは、障害者就業生活支援事業という厚生労働省の事業の一つにな</p>

ります。障がいのある方の働く事と暮らす事の両面を一緒にサポートしていきましようという事業になります。全国にあるセンターで、熊本県でも当センターを含めて6箇所配置されております。当センターは、白山交差点にあります。連絡先等はパンフレットをご参照ください。

当センターの内容ですけれども、障がいのある方で、働きたい・働きたいという方を応援していくというセンターです。具体的に言いますと、働きたいとご相談に来られた方と一緒に、働くためには何をしていたらよいか、頑張っていたらよいかということと一緒に考えて、例えば、働く準備が必要かなと思う方には、就労移行支援事業所やA型事業所、B型事業所をご案内しておつなぎしております。

また、働く前に、生活の課題があつてそれを改善していくことが必要かと思われる方は、相談支援事業所につなぎながら、一緒に課題の整理をしていくということを取り組ませていただいております。

ある程度、生活の準備、働く準備が整った方は、就職活動をしようということで、ハローワークや職業センターのご協力をいただきながら、一緒にお仕事を探しております。当センターには、職場開拓員という専門のスタッフも配置していただいておりますので、障がい者の専用求人だけでなく、一般の求人からも障がいのある方を雇って欲しいということで、開拓をする取り組みもさせていただいております。

就職するまでがサポートではなく、やはり働き続けていくというところまで応援させていただいておりますので、例えば、電話で引き続き御相談を受けたり、仕事帰りに立ち寄って愚痴をこぼしていただいたり、又は当センターには職場定着支援員という専門のスタッフがおります。職業センターのジョブコーチのようなものですが、その者が職場訪問をしながら、何か困ったことがあったら事業所様と一緒に課題を解決していくという取組みをさせていただいております。

昨年度の実績としては、だいたい1ヶ月に30名から40名ほど働きたいという事で御相談いただいております。年間にすると400名弱の方に御相談に来ていただいております。その方々の繋ぎ先、出口先としましては、移行支援事業所には40名前後、A型事業所には100名前後、一般企業には60名前後の方の橋渡しをさせていただいている状況です。また、地域のネットワークをつくる窓口にもなっていきたいと思っております。就労部会の事務局等も務めさせていただいております。これからも、一人でも多くの障がいのある方の就職を実現していきたいと思っております。本当に当センターだけでは不十分なところも沢山ありますので、地域の皆様のお力を借りながら障がいのある方の就労の窓口となつて頑張っていきたいと思っておりますので、今

	後ともご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。
千川会長	<p>ありがとうございました。今後とも、委員の皆さんから順にご紹介いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、本日予定していた議事はこれで終了といたします。最後に事務局より連絡をお願いします。</p>
進行	<p>3 事務局連絡</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>本日資料としてお配りしています、平成27年度東京都自立支援協議会セミナーにつきましては、本市宛に案内がありましたので、委員の皆様にもお知らせするものです。参加を希望される方は、直接お申込みをお願いします。</p> <p>それから、平成27年度第2回熊本市障がい者サポーター研修会を12月6日日曜日に開催しますのでご案内いたします。この研修を受けることで障がい者サポーターに登録することができますので、皆様のご参加、あるいは所属される団体への周知にご協力をお願いいたします。</p> <p>では、次回会議の連絡をいたします。平成27年度第4回の熊本市障がい者自立支援協議会は、来年2月19日（金）を予定しております。開始時間は15時からとしたいと考えております。開催場所は、今回と同じく市役所本庁舎14階大ホールを予定しております。</p> <p>これをもちまして、平成27年度第3回熊本市障がい者自立支援協議会を終了させていただきます。ご審議ありがとうございました。</p> <p>4 閉会</p>